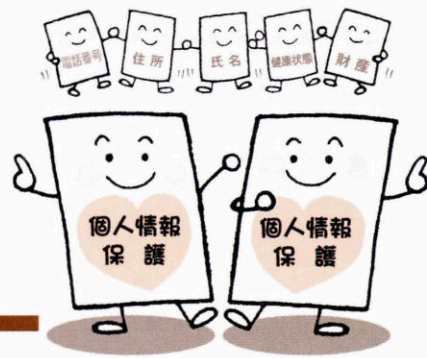


あなたの個人情報を守ります



『長門市個人情報保護条例』を制定 平成16年1月1日から施行されます

市役所では、市民の皆さんの個人情報をたくさん保有しています。

たとえば、「住民基本台帳（氏名、住所、生年月日、性別など）についての情報」、「戸籍（本籍地、筆頭者氏名、氏名、生年月日、父母の氏名、出生・婚姻事項など）についての情報」、「税（市民税、固定資産税）についての情報、国民健康保険（診療報酬明細書、保険料）についての情報」、「検診（胃がん、肺がん検診）についての情報」、「教育についての情報」など、保有している情報は市全般の業務に渡っています。

これらの個人情報の取り扱いについては、法律等で規制が加えられているものもありますが、長門市では今回、「市が市民の皆さんから個人情報を収集する際

の取り扱い」、「市が個人情報を利用する際の取り扱い」、さらに「市が外部に事務を委託する際の個人情報の取り扱い」などについて、条例および規則で規定しました。

条例では、市が保有している個人情報について、「個人情報の本人が開示を請求する権利」、「もし市が収集している個人情報に誤っている場合にはその訂正を求めるとの権利」、さらには「個人情報が収集の目的外に利用し、または外部に提供されている場合には利用の停止を求めるとの権利」をそれぞれ規定しています。

「長門市個人情報保護条例」は、9月定例市議会に議案を上程し、9月29日に可決・成立、10月1日に公布しました。来年1月1日から施行となります。

